

計算書類に対する注記（法人全体用）

@@表1@@ 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時に
おいても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額（1円）まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日以降に取得した固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達する
まで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
岩手県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金
夏期賞与の支給見込額のうち当期に属する額を計上しています。

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 岩手県社会福祉協議会が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 「なかのこども園」拠点区分における拠点区分計算書

（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また、拠点は「なかのこども園」単独であるため、以下の作成を省略しています。

（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(3) 「なかのこども園」拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3⑩）

(4) ア 「なかのこども園」拠点区分におけるサービス区分の内容

「本部」

「なかのこども園」

「地域子育て支援センター」

「放課後児童クラブ」

イ 「種市こども園」拠点区分におけるサービス区分の内容

※ 令和3年4月1日開業につき令和2年度は収支未発生

「種市こども園」

(5) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3①は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	51,294,163	0	2,443,103	48,851,060
定期預金	0	0	0	0
合計	61,294,163	0	2,443,103	58,851,060

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
担保に供されている資産は有りません。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 関連当事者との取引内容
該当なし

12. 重要な偶発債務
該当なし

13. 重要な後発事故
該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更—該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項—該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項—該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項—該当なし